

寒川町告示第57号

令和元年度国民健康保険料の料率を次のとおり決定したので、寒川町国民健康保険条例（昭和34年寒川町条例第8号）第16条第3項、第16条の6の6第3項及び第16条の11第3項の規定により告示する。

令和2年 6月 1日

寒川町長 木村俊雄

料 率

（1）所得割

基礎賦課額（医療分）	100分の5.20
後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	100分の2.70
介護納付金賦課額（介護分）	100分の2.10

（2）被保険者均等割（1人につき）

基礎賦課額（医療分）	22,000円
後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	11,300円
介護納付金賦課額（介護分）	11,300円

（3）世帯別平等割（1世帯につき）

基礎賦課額（医療分）	20,700円
後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	11,000円
介護納付金賦課額（介護分）	7,300円